

(資料三)

平成二十九年六月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県個人情報保護条例及び島根県情報公開条例の一部を改正する条例	1
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	1
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	2
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	2
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	2
島根県県税条例等の一部を改正する条例	3
島根県がん対策推進条例の一部を改正する条例	4
島根県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例 ...	4
島根県子牛公正取引条例の一部を改正する条例	5

第70号議案

島根県個人情報保護条例及び島根県情報公開条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の改正に準じて、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県個人情報保護条例の一部改正

個人情報の定義に係る規定の整備

(2) 島根県情報公開条例の一部改正

個人情報についての非公開情報に関する規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。

第71号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

雇用保険法の改正に伴い、同法の失業等給付に準じている失業者の退職手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 雇用保険法の基本手当に相当する失業者の退職手当の受給要件の改正

ア 災害等により離職した者の給付日数を延長すること。

イ 雇用機会が不足していると認められる地域に居住等する者の給付日数の延長措置を平成34年3月31日まで5年間実施すること。

(2) 雇用保険法の移転費に相当する失業者の退職手当の受給資格要件の改正

職業紹介事業者等の紹介により就職する者を追加すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2の(2)については、平成30年1月1日から施行する。

第72号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県内への外国人観光客の誘致を推進するため、一般社団法人山陰インバウンド機構に対して職員を派遣することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

職員を派遣することができる公益的法人等に一般社団法人山陰インバウンド機構を追加すること。

3 施行期日

平成29年10月2日から施行する。

第73号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

職員の育児休業等について、国家公務員の育児休業等に関する制度の改正に準じて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

育児休業の期間の再度の延長等ができる特別の事情として、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを明記すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第74号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

過疎地域自立促進特別措置法に基づく県税の課税免除に係る減収補填措置の対象となる業種が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。

る。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

過疎地域内において、法人等が製造の事業等の用に供するための設備を新設し、又は増設した場合に、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を受けることができる業種を次のように改めること。

改正前	改正後
製造の事業	製造の事業
情報通信技術利用事業	農林水産物等販売業
旅館業	旅館業

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成29年4月1日以後に設備を新設し、又は増設した場合に適用する。

第75号議案

島根県県税条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法の改正等に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県県税条例の一部改正

ア 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に直接供する家屋の取得に係る不動産取得税について、課税標準の特例割合を3分の2とすること。

イ 法人の県民税の法人税割の税率の改正

改正前	改正後
100分の3.2	100分の1

ウ 法人の事業税の税率の特例を廃止すること。

エ 自動車取得税を廃止すること。

オ 自動車税の非課税の対象を追加すること。

カ 自動車税の環境性能割を新設し、次に掲げる事項を定めること。

(ア) 環境性能割の課税免除

	<ul style="list-style-type: none"> (イ) 環境性能割の納付の方法 (ウ) 環境性能割の減免 キ 現行の自動車税を自動車税の種別割とすること。 ク 引用する条項の整理 ケ その他規定の整理 <p>(2) アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正</p> <p>(3) 鳥根県手数料条例の一部改正</p> <p>(4) 特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例の一部改正</p> <p>3 施行期日</p> <p>2の(1)(ア及びクに限る。)については公布の日から、2の(1)(ア及びクを除く。)及び(2)から(4)までについては平成31年10月1日から施行する。</p>
	<p>第76号議案</p> <p>鳥根県がん対策推進条例の一部を改正する条例</p> <p>1 提案理由</p> <p>がん対策基本法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。</p> <p>2 条例の概要</p> <p>引用する条項の整理</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日から施行する。</p>
	<p>第77号議案</p> <p>鳥根県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例</p> <p>1 提案理由</p> <p>児童福祉法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。</p> <p>2 条例の概要</p> <p>引用する条項の整理</p>

- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第78号議案

島根県子牛公正取引条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
新たな和牛子牛の取引の体制を構築するため、和牛子牛を売却等する場合の規制について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
 - (1) 県内で生産された子牛を売却等する場合に家畜市場において競り売りに付さなければならないという規制に対して、県内において肉用牛を現に飼育し、又は飼育しようとする者との公正な契約により生産した子牛を売却する場合を例外として追加すること。
 - (2) 罰則規定の削除
 - (3) その他規定の整理
- 3 施行期日
平成29年8月1日から施行する。